

<別紙2-1（共通評価 保育所版）>

(2021.4)

判断基準 a・b・cは、評価項目に対する「到達の状況」を示します。

- a：現状維持の努力が必要とされる水準
- b：「a」に向けた取組みの余地・伸びしろがある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果

事業所名：ニチイキッズさくら本郷台保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>法人共通の保育理念と3つの保育目標を明文化し、ホームページや重要事項説明書等に掲載して広く周知しています。重要事項説明書では、保育目標の実践として行う保育の内容を分かりやすく具体的に明示するとともに、0～5歳の各年齢に応じた健全な成長・発達を促すための保育のあり方を示した保育計画も併記しています。</p> <p>職員には入職時の説明のほか、園内研修で年1回定期的に確認する機会を設け、認識の共有化に努めています。保護者には利用契約締結時等に重要事項説明書を用いて説明を行っています。一方、保護者に対し保育理念・目標の周知状況の確認は行っていないほか、園としてさらなる理解浸透に向けた取組みが必要と捉えています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人本部からの情報提供をはじめ、医療関連・介護・ヘルスケアなど、法人系列の各事業との連携を通じて、社会福祉事業全体の動向把握に努めています。園独自にも、栄区の園長会等への参加や市・区の地域福祉保健計画の内容確認など、地域の福祉に関する情報の収集に努めています。毎月収支計画を策定し、園の事業収支や保育コスト、通園児数の推移など運営の状況を確認し、法人本部と情報共有して分析・評価し、事業運営の健全化に努力しています。また、個別の事例を通じて区の担当課や福祉保健センター、地域療育センター等の関係機関と随時連携し情報収集に努めています。地域の子育て支援に関する課題や保育ニーズ等の把握・分析は今後の課題と捉えています。</p>	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	b
<p><コメント></p> <p>法人本部で毎月施設長会議を開催し、系列園の園長や法人支部の役職者、スーパーバイザー等が参加して、各園の運営状況の報告と情報共有を行い、組織全体の運営に関する分析・検討を実施しています。園においても、通園児数の動向や保護者ニーズ等の実情を踏まえ、入所定員や人員配置等の課題改善に努力しています。法人の運営方針や施設長会議の内容は、職員会議を通じて職員に周知しています。一方、職員に対する法人全体の経営状況は積極的には説明していません。また、園の経営課題として、要配慮児への対応に伴う人員配置や、コロナ禍以降の感染対策を含む行事運営、保護者との交流及び支援等を挙げていますが、改善に向けた具体策は現在協議中となっています。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>園として中長期計画を策定し、10年後の将来像と3年後のあるべき姿、2021～24年度の4か年にわたる目標と施策を示しています。法人の保育理念「おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。」の実践として、園の将来像に「各々の園児が楽しみを見つけ、その中から学びを発見できる保育環境の創造」を明示するとともに、3年後のあるべき姿に「保育の質向上を通じて園児・保護者の満足度向上と地域交流を推進する」こと等を掲げています。また、4ヶ年の期別施策では、稼働率や満足度、地域支援の取り組み等を一部指標化して段階的に向上を図ることとし、年度末に進捗状況の確認を行っています。一方、具体的な成果・目標や、改善に向けた工程をより明確化することが望まれます。</p>	

	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
<p><コメント></p> <p>全体的な計画や年間指導計画などを通じて、当該年度に実施する事業内容を職員間で共有しています。また、半期ごとに定例開催する園の運営委員会向けに、当該年度の園児の在籍数と園行事等の活動計画、職員配置等を記載した事業計画と事業報告を作成し、保育園アプリに掲載するほか、議事録を保護者向けに配信していますが、年度ごとの事業運営の内容を示した園の事業計画は策定していません。</p> <p>今後、保育内容はもとより、防災や事故対応、感染対策、人材育成など、保育の質向上と運営改善の推進に向け、中長期計画の内容にも連動した年度事業計画を策定し、園全体で認識を共有化し組織的に取り組む体制づくりが望まれます。</p>	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	C
<p><コメント></p> <p>半期ごとに定例開催する園の運営委員会の報告を目的として、園長が当該年度の園児の在籍数と園行事等の活動計画、職員配置などを掲載した事業計画と事業報告を作成していますが、年度ごとの事業運営の内容を示した園の事業計画は策定していません。</p> <p>今後は、保育内容に加えて防災や感染対策、事故防止、職員研修など、職員の参画の下で事業計画を策定し、認識共有して園全体で保育の質向上と運営改善を推進する体制の整備が期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	C
<p><コメント></p> <p>園長と法人支部の管理者、外部の学識経験者のほか園児の保護者3名を委員に選任して園の運営委員会を設置し、報告文書を用いて半期ごとに運営状況の報告を行っています。また、保育園アプリを通じて保護者に運営委員会の議事録を配信し、周知に努めるほか、散歩や外出の頻度を増やすなど、保育内容に保護者の意見を反映できるよう努めています。一方、園の事業計画は策定していないほか、感染症対策等に鑑み保護者懇談会は書面開催のみで、保護者に対する説明や意見交換を行う機会は設定されていません。今後は保護者交流の再開とともに、園の事業運営に関する説明及び意見交換の機会を確保することが期待されます。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>クラス会議や給食会議、常勤・非常勤会議など勤務形態やテーマ別の会議を複数開催し、職員間で相互に保育実践の振り返りと評価を実施して、改善に向けた協議を行っています。また、関わりに配慮が必要な個別の事例に対しても、ミーティングやカンファレンス等を随時開催して職員同士で話し合い、子どもの状況に合わせて保育内容を見直し、指導計画や個別支援計画に反映しています。年1回定期的に園の自己評価を実施し、評価結果を園全体で共有し改善に繋げるなど、PDCAサイクルに基づき保育の質向上を図る取り組みを行っています。一方、職員ごとの理解・認識の状況に一部差異も見られることから、園として自己評価結果の分析・検討の場を明確化するとともに、園全体で認識の共有化を図るための体制整備が期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>園の自己評価結果は、園長が取りまとめた「自己評価総括表」として文書化し、常勤・非常勤会議を通じて全職員に周知しています。自己評価の内容は、保育理念・子どもの発達援助・保護者に対する支援・保育を支える組織的基盤の4項目に分け、各々の視点から園の現状分析及び課題、改善策を分かりやすく簡潔に記載するとともに、全体的な課題と改善策、今後の展望等をまとめて掲載しています。また、クラス会議やミーティング等でも随時課題を取り上げ、順次改善に取り組んでいます。一方、改善策を明示した文書や改善計画等の策定は行っていません。今後は、職員の参画の下で改善策や改善計画を話し合う仕組みづくりとともに、改善に向けた進捗状況の確認や見直しを組織的に行うための体制整備が期待されます。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>園長は、年度当初の職員会議等を通じて自らの保育に対する考え方を職員に伝えるほか、保護者に対し園だよりやホームページに自身の保育観等を掲載し表明しています。また、役割分担表を用いて園長の役割や責務を職員に示しています。一方、職員や保護者に対し、園長として自らの所信をより明確に伝えていく必要があると捉えています。</p> <p>事故や大規模災害、苦情等の発生時に備え、法人内の連絡体制や指示系統を明確化したフローチャートを事務所内に掲示して職員に周知するとともに、園長不在時の連絡体や主任への権限移譲をルール化し、職員間で認識を共有化しています。なお、園長不在時等の権限移譲を文書化するなど、緊急時の対応をより具体化・明確化することが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、法人本部からの通知文書をはじめ、外部研修や区の園長会など関係機関の会合に参加を行うとともに、報道などからも積極的に情報を収集し、法令及び遵守に関する知識の習得に努めています。園長を法令遵守の責任者として、職員会議やミーティング等を通じて全職員に周知するほか、法人支部のスーパーバイザーによる虐待事防止の内部研修や、労務に関する勉強会などの学習機会を随時設け、職員教育を行っています。法人共通の「保育業務マニュアル」を通じて、様々な法令を取り上げ、職員の意識付けを図るとともに、法人として全職員を対象にオンラインによるコンプライアンス研修を実施し、受講後に確認テストを行う等、職員の理解浸透及び意識向上に努めています。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>園長は、前年度の状況や園の自己評価結果等に基づいて保育の現状を分析し、改善に向け継続的に検討を行うほか、職員会議やミーティング等で課題を挙げ、職員と意見交換しながら園全体で改善に取り組んでいます。職員会議は正規職員対象の「常勤会議」と非正規・短時間勤務の職員向けの「非常勤会議」をそれぞれ月1回開催し、同じ議題で協議と情報伝達を行うことで、園全体の保育の資質向上に繋げるとともに、正規・非正規各々の職員の視点や意見を取り入れ、実務に生かす等工夫しています。一方、職員の教育・研修の充実化や係・委員会等の設置など、職員の参画の下、より具体的に保育の質向上を図る体制整備は今後の課題となっています。</p>	
	第三者評価結果
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>園の人事・労務・財務は、園長と法人本部で情報共有し、設置基準や実情に合わせて人員配置と予算配分を行っています。経費節減と計画的な備品購入を推奨し、園全体で経営の健全化に努めるほか、職員の知識・経験、希望等を踏まえて職員配置やクラス編成を実施するなど、職場環境の整備に取り組んでいます。一方、時間外労働の最小化や、保育に係る教材・物品のタイムリーな導入など、職員がより働きやすい労働環境の改善に向けた、さらなる取り組みが必要と捉えています。また、職員が参画して業務の改善や実行性の向上を図る体制の整備についても、今後の課題となっています。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>園の運営規定に職員数と専門資格、人員体制等を明示し、各クラスの定員や園児数などの実情に沿って年度ごとに職員体制を定めています。法人ホームページに職種・勤務地・雇用形態の3要件から検索可能な採用情報を掲載するほか、求人情報サイトやハローワークへの求人情報の掲載、就職説明会への参加など、様々な方法で採用活動を推進し、法人全体で積極的に保育人材の確保・育成を推進しています。2023年10月より法人として等級制度を導入し、適正かつ効果的な人材の育成・評価のための体制整備を進めています。なお、今後は法人・園として福祉人材の確保と育成に関する方針を明確化し、人材育成計画に基づく段階的な人材育成の体制構築が期待されます。</p>	

	第三者評価結果
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> 法人共通の保育業務マニュアルに「職員に求められる資質」を明文化し、毎年読み合わせを行い、全職員に周知と実践を促しています。法人の就業規則や給与規程等など、職種や勤務形態、職務内容等に応じた人事基準を定めるとともに、正規職員を対象に目標管理制度に基づく定期面談を実施しています。職員の処遇水準は、法人本部で市場調査し、系列事業の状況や地域性などを踏まえて決定するほか、意向調査等で聴取した職員の意見を園から法人本部に伝えるなど、適宜改善に努めています。2023年10月より、法人として新たな等級制度を導入し、適正な能力評価と段階的な育成に加え、職員が将来像を描けるキャリアビジョンの構築に向けた体制整備を開始しています。	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<コメント> 園長は、職員の就業状況を毎月確認し法人本部と情報を共有するとともに、職員の健康状態や家庭事情等を考慮し休暇取得や勤務シフトに反映するなど、個々のワーク・ライフ・バランスに配慮しています。法人本部に職員用の相談窓口を設置し、家族の看護・介護のための有給休暇「家族愛休暇」制度を設けるなど、福利厚生にも注力しています。職員同士が交流しやすい雰囲気や、会議やミーティング等を通じてクラスに関わらず職員全員が情報を共有し、随時応援可能な勤務体制を構築する等、業務の円滑化に努めています。一方、改善策を明確化し、園全体で計画的に推進するための体制整備が望まれます。また、福祉人材の確保・定着に向けた、さらなる労働環境改善の取り組みも期待されます。	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント> 保育業務マニュアルに「職員に求められる資質」を明示し、法人の人事評価・目標管理制度に基づいて定期的に個別面談を行い、職員の能力評価と段階的な育成に努めています。目標管理シートは法人の独自様式を用い、半期ごとの個人目標と実施期間、達成レベル、方法・手段等を具体的に記載し、規律性・責任性・協調性・積極性の4つの視点を交えて評価する仕組みで、職員の自己評価を基に、園長、法人のスーパーバイザー、支部長による3次考課を行っています。個別面談は年度の中間と年度末の2回で、意向調査も年1回行っています。なお、職員の個人目標に法人の保育理念や保育目標を関連付ける等、法人・園の目指す保育実践に向け、職員の認識を高める取り組みが期待されます。	
	第三者評価結果
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント> 法人の職員教育の指針として「個々の職員の倫理観と責任感、人間性、専門性向上と、保育実践を振り返り、課題を踏まえて保育技術・知識を高める」ことを保育業務マニュアルに示しています。研修担当に主任を選任し、年間研修計画に基づき園内研修や外部研修を設定し、保育の質向上に向け職員の育成に努めています。また、他施設で事件・事故等があった際は臨時で会議を招集するなど、不適切保育の防止と職員の認識強化にも努めています。一方、2023年度は保育業務の状況などから、十分な園内研修の時間が確保できず、一部不足も生じています。また、等級制度の新規導入の経緯から、専門技術・資格等を明示した人材育成計画の策定は今後の課題となっています。	
	第三者評価結果
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<コメント> 園長は職員の資格や知識・技術等の状況を把握し、法人本部と情報共有しながら職員配置や役割分担を行っています。保育業務マニュアルとOJTを組み合わせて個々のスキル向上を図るとともに、職員間の交流・連携の促進にも留意しています。職員の階層や職種に応じて、法人の社内研修や外部研修の受講を勧奨するほか、研修の開催案内を随時回覧し、口頭でも周知して職員に参加を呼び掛けています。園内研修を出勤者の多い日に設定したり、二部構成で開催するなど、より多くの職員参加と学習機会の確保にも努めています。一方、2023年度は園内研修の実施に一部不足があるほか、園として外部研修の受講機会のさらなる確保が必要と捉えています。	

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
II-2-(4)-① 【20】 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>法人共通の「保育実習生受入マニュアル」を策定し、保育実習生の受け入れの意義に、次世代の保育士養成と人材確保、外部の視点による評価と改善等を明文化し、法人として積極的に受け入れを推進する姿勢を示しています。また、保育実習の意義・目的に、子どもの理解と保護者支援、保育士業務と職業倫理、実践力・応用力を持った保育士養成等を明示し、具体的な指導手順のほか、接遇態度や事故防止、感染対策とともに、挑戦を支援すること等を「保育実習の心構え」として明記しています。なお、開設以降まだ受入実績がなく、現在園長を窓口として保育実習生の受入準備を進めていますが、園の実情に即した実習プログラムや指導者育成、養成校との連携等についても、併せて体制整備を図ることが期待されます。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
II-3-(1)-① 【21】 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>法人・園のホームページを開設し、保育理念や目標、保育プログラムなど各園共通の内容を多数掲載するとともに、全国の系列保育園の検索機能や採用情報、法人が運営する保育関連の研修情報等を掲載しています。園のページでは、紹介動画や日常の保育を写真付きで掲載するほか、延長保育や一時保育などの取扱サービスと英語レッスン・食育等の保育活動も紹介しています。入園案内や各種書類のほか、園への問い合わせフォームも掲載し、随時質問や意見を受け付けています。一方、事業計画・報告や苦情・相談の体制及び対応、財務に関する情報等は掲載していないほか、パンフレット等の作成・配布は行っていません。</p>	
	第三者評価結果
II-3-(1)-② 【22】 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人共通の各種規程を整備するとともに、職種・勤務形態ごとに就業規則を定め、組織運営上のルールの明確化を図っています。年1回定期的に内部監査を実施し、法人全体の組織運営に関するチェックを行っています。社会保険労務士や顧問弁護士、税理士など外部の専門家からの助言・指導を取り入れ、経営の健全化に努めています。また、園が所属する法人支部から、保育所の園長経験のある管理者やスーパーバイザーが定期的に来訪し、園の運営状況をはじめ、調理室の衛生管理や園内の安全面の確認を実施するほか、必要に応じて助言・指導を行う等、運営の適正化に向けた体制整備を行っています。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
II-4-(1)-① 【23】 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>法人作成の「子育て支援ガイド」に「地域社会や関係機関との連携を活かした保育の推進」を掲げ、園が保育の中心的役割として家庭や地域との連携を推進し、子どもの育ちを支えることを明示しています。地域ケアプラザ・地区センター・区民活動センターの複合公共施設「SAKAESTA（さかえすた）」が隣接し、園の防災訓練に協力を得るほか、子育てイベント等を通じて適宜交流を図るとともに、散歩や遠足等で近隣の商店街や公共の交通機関・施設を利用しています。また、園入口に子育て支援に関するチラシ等を配置し、保護者等からの個別相談にも応じています。一方、広報物の配置などやや情報が少ないほか、コロナ禍と同時期に開園した経緯から、園としてさらなる地域交流の推進が課題と捉えています。</p>	
	第三者評価結果
II-4-(1)-② 【24】 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>保育内容の充実化や子どもの社会経験機会の確保等に鑑み、地域から絵本の読み聞かせボランティアを受け入れ、毎月定例でおはなし会を開催しています。ボランティアの受け入れにあたっては、実習生受入マニュアルの内容に準じて、具体的な対応手順や配慮事項の説明等を行っています。また、園の運営委員が所属する福祉系大学から、行事開催時の協力ボランティアの受け入れを予定しているほか、幼保小連携事業に参加するなど、ボランティアの導入拡大と学校教育への協力にも努力しています。一方、ボランティア受け入れや学校教育への協力に関する基本姿勢の明文化がないほか、対応マニュアルの整備など、ボランティアの円滑な導入のための体制整備が期待されます。</p>	

(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント>	
<p>行政や医療機関、児童相談所、地域の保育所等の関係機関をリスト化し、事務室に掲示するとともに、会議や事例検討などの機会を通じて各々の機能や特性を職員間で情報共有しています。区の園長会等への参加や個別の事例を通じて、区の担当課や福祉保健センター、地域療育センター等の関係機関と連絡調整を実施し、相互の連携促進に努めています。虐待が疑われる事例には、区のこども家庭支援課や児童相談所等と随時連携し、関係機関とも随時情報を共有しながら必要な対応を行っています。一方、地域課題への協働の取り組みや地域とのネットワークの構築など、さらなる地域との連携推進のための活動は今後の課題と捉えています。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	C
<コメント>	
<p>園の運営委員会を設置し、園長と法人支部の管理者、園児の保護者代表3名のほか、外部委員として福祉系大学の学識経験者を交えて年2回定例開催し、意見や要望を聴取して園の運営に反映しています。また、園の第三者委員として主任児童委員2名を選任していますが、苦情解決以外の第三者委員との意見交換の機会を設定していないことから、地域の福祉ニーズ等の把握には至っていません。園見学の際など、来訪者からの求めに対し適宜相談に応じていますが、地域住民に対する相談事業は実施していません。</p>	
	第三者評価結果
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	C
<コメント>	
<p>区の園長会等に参加するとともに、地域商店街・公共施設の利用や、隣接する地域ケアプラザ・地区センター・区民活動センターの複合公共施設「SAKAESTA（さかえすた）」と園の防災訓練や子育てイベントを通じて交流を図るなど、可能な限り地域との交流推進に努めています。一方、コロナ禍の2021年に開園した経緯を踏まえ、これまでに交流の実績が少ないことから、地域交流のための活動は今後の課題と捉えています。また、子育て支援事業など、園の専門機能を発揮した育児支援の取り組みも今後の課題と捉えています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>保育理念や方針に子どもを尊重した保育について明示し、職員に周知しています。保育業務マニュアルに子どもの人権尊重について記載し、人権研修や不適切保育の研修を実施するとともに、会議等でも個別のケースを取り上げ、子どもへの関わりについて話し合いをしています。保育士は、子ども一人ひとりの個性を尊重して寄り添い、子どもがお互いを認め合い、一緒に生活できるように支援しています。色や役割などは子ども自身が選択できるようにするなど、性差への先入観による固定的な対応をしないようにしています。子どもの呼称は基本的に「さん」付けを用いるようにしています。外国籍など、文化や習慣の違いも尊重し、徐々に園の生活に慣れるように支援しています。今まで該当者はいませんが、宗教食にも対応する体制があります。</p>	
	第三者評価結果
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<コメント>	
<p>児童虐待防止マニュアルに子どものプライバシーへの配慮を記載し、人権研修や会議等で職員に周知しています。おむつ替えは決められた場所で行い、外に面した窓にはシールを貼り外部からの視線を遮っています。着替えは上と下を別々に行い、水遊びの時には4・5歳児はラップタオルを用いています。3歳児までは服を着て水遊びをしています。水遊びの時には、外から見えないよう裏庭にシートを張っています。子どもの状況に応じてパーテーションを用いて個別のスペースを用意しています。幼児トイレには、個室に扉がついていて、5歳児には扉を閉めるように指導しています。保護者に対しては、プライバシーへの配慮について個別に伝えることがありますが、園の方針についてあらかじめ保護者全体に説明することはしていないので、今後の取り組みが期待されます。</p>	

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント>	
<p>ホームページを用いて利用希望者等に園の情報を提供しています。ホームページには、理念や方針、デイリープログラム等を掲載するとともに、園内の様子を園紹介動画として掲載しています。ホームページのお知らせは頻繁に更新し、園の最新の情報が伝わるようにしています。また、入園案内兼重要事項説明書を区役所に送付しています。</p> <p>利用希望者からの問い合わせには随時対応し、見学は希望者と日程を調整し、1回3・4組で行っています。日程が合わない場合には個別に対応しています。見学は、園長が対応し、重要事項説明書を用いて園内を案内して説明し、保護者の質問に答えています。重要事項説明書は毎年見直しをしています。</p>	
	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント>	
<p>入園前説明会を実施し、重要事項説明書を用いて、理念と方針、保育内容、料金等について説明し、質問に答え、同意書を得ています。説明会後には園長、主任が個人面談を実施し、提出書類の内容を確認し、追記しています。母子手帳も確認しています。栄養士も同席し、アレルギーや離乳食の確認をしています。説明時には、保育室や持ち物の見本を見せるなど工夫をしています。慣らし保育は、子どもの様子や保護者の職場への復帰時期に合わせて期間を調整しています。保護者の状況に合わせて、何度でも説明するなど柔軟に対応しています。入園後の重要事項の変更については、お便りやメール配信で保護者に説明し、同意を得ています。</p>	
	第三者評価結果
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>	
<p>転園など保育所等を変更する場合には引き継ぎ文書等は用意していませんが、保護者から要望があれば対応しています。系列園への転園にあたっては、保護者の同意を得て児童票等を送付し引き継ぎをしています。卒園や転園にあたっては、文書はありませんが、いつでも相談にのる旨を声掛けしています。</p>	
(3) 利用者満足の向上に努めている。	第三者評価結果
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント>	
<p>保育士は日々の保育の中で、子どもの言葉や表情、反応などから満足度を把握しています。保護者に対しては、日々の会話や連絡帳、行事後のアンケートなどで満足度を把握しています。保護者代表が参加する年2回の運営委員会で意見交換しています。保護者からの意見や要望は、法人に報告し、保育に関わる内容は職員会議等で共有し、対応について話し合っています。保護者からの散歩の行き先を増やしてほしいという声を受けて散歩先を開拓し、距離も延ばしたなどの事例があります。なお、希望者及び5歳児への個人面談、書面による懇談会は実施していますが、全園児対象の個人面談や対面での懇談会を実施することはしていません。今後の取り組みが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント>	
<p>苦情受付担当者は園長、苦情解決責任者は法人支部長で、第三者委員2名を定めています。苦情解決の仕組みをしおりに掲載するとともに玄関に掲示し、入園時に保護者に説明しています。苦情とその解決策は保育園アプリに記録し、会議でも共有しています。苦情とその対応策は面談で保護者にフィードバックし、全体に関わることについてはお便りで公表しています。なお、行事後のアンケートは実施していますが、全園児への個人面談の実施など保護者が苦情の申し出をしやすくなるような工夫が期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント>	
<p>重要事項説明書およびお便りに「気になる点や心配なことがあったらご相談ください」と記載するとともに、口頭でも保護者に伝えています。また、保護者の状況に応じて、園長、主任、担任が個別にも声掛けもしています。保護者からの相談には相談室を用いてプライバシーを確保し、落ち着いて相談できるようにしています。日々の会話や連絡帳、意見箱、アンケート、運営委員会など複数の場を用意しています。なお、第三者委員の連絡先を紹介して直接申し立てることができるようにしていますが、今後は区役所や横浜市福祉調整委員会、かながわ福祉サービス適正化委員会などの外部の窓口も紹介していくことが期待されます。また、個人面談や懇談会などについても実施していくことが期待されます。</p>	

	第三者評価結果
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント>	
朝夕の送迎時には保育士は保護者に子どもの園での様子を伝え、相談に応じています。保育園アプリの連絡帳でも相談に応じています。行事後にはアンケートを実施し、保護者の意見を聞いています。保護者からの意見や要望は、法人に報告し、保育に関わる内容は職員会議等で共有し、対応について話し合い、改善につなげています。検討内容とその結果は保育園アプリに記録しています。検討に時間がかかる場合にはその旨を保護者に伝えていきます。苦情対応マニュアルおよび保護者支援マニュアルはありますが、意見・相談対応のマニュアルはないので、今後意見や相談を受けた際の手順を明らかにし、積極的に保育の質の改善につなげていく仕組み作りが期待されます。また、5歳児および希望者に対して個人面談を実施していますが、自分から声を上げない保護者の意見や要望を把握するためにも全園児に対して実施していくことが期待されます。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント>	
安全計画、危機管理マニュアル、事故トラブルマニュアルなどを整備し、毎年見直しをしています。リスクマネジメントの責任者は園長で、職員会議やミーティングで安全策について検討しています。事故やけがは保育園アプリに記録し、職員間で共有しています。事故は、即時話し合いをし、再発防止に向けて取り組んでいます。職員に対しては水遊び前の水難事故訓練や事故防止研修などを実施しています。なお、ヒヤリハットについては、ケースによっては検討して関わり方や環境構成の見直しなどはしていますが、集計・要因分析をすることはしていないので、今後の取り組みが期待されます。	
	第三者評価結果
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>	
感染症対策の責任者は園長で、看護師が中心となって対策を行っています。保健衛生管理マニュアル、感染症発生時対応マニュアルを整備し、職員に周知しています。マニュアルは本部のマニュアルを基本に、園の状況に応じて随時見直しをしています。看護師による嘔吐処理研修を複数回に分けて行い、全職員が受講しています。 感染症対策として、清掃、消毒、手洗いなどを徹底しています。朝の受け入れ時には全園児検温をしています。保育中に感染症が発症した場合には、保護者に迅速に連絡してお迎えをお願いし、事務室などを用いて蔓延防止に努めています。保護者には、掲示や口頭、保育園アプリで感染症についての情報提供をしています。入園時には、登園停止基準や園の方針について保護者に説明するとともに、お便りでも情報提供をしています。	
	第三者評価結果
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント>	
防災マニュアル、自衛消防組織図などを整備し、災害時の対応体制が決められています。毎月、地震や火災、河川氾濫などを想定した避難訓練を実施しています。防犯訓練もしています。保護者には一斉メール配信と災害伝言ダイヤルで連絡する体制を整え、メール配信訓練、引き取り訓練も実施しています。非常食や備品等の備蓄リストを作成し、事務員と栄養士が管理しています。隣接する複合公共施設「SAKAESTA（さかえすた）」と協力する体制があり、河川氾濫による浸水を想定して2階に避難する訓練を毎年実施しています。なお、事業継続計画（BCP）については、現在法人本部で策定中で、2024年度から運用開始する予定です。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>	
保育の実務を広く網羅した法人共通の「保育業務マニュアル」を整備し、基本的な対応を明確化しています。マニュアルは保育の基礎知識と法人の目指す保育、具体的な保育実践の3部構成で、保育所保育指針や児童福祉法など必須の法令をはじめ、法人の保育理念・保育目標と子どもの権利、保育者に必要な資質など、相互の関連性を踏まえて分かりやすく記載しています。土曜保育や清掃手順など園独自のマニュアルのほか、周知事項を記載したミーティングノートや各々の会議録等も活用し、業務の共有化を図っています。また、個別の保育内容もクラスに関わらず全職員で共有し、個々の状況に応じ対応しています。各マニュアルは年1回読み合わせを行い、職員間で内容を確認しています。	

	第三者評価結果
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>法人共通の各マニュアルは、法人本部で策定及び見直し・改訂を行っています。内容の見直しは、年1回以上の頻度で定期的 に実施しているほか、新たな情報がある場合には随時追記や変更を行い、都度改訂履歴を記載して更新を行っています。マ ニュアルの改訂時は、別添文書で変更箇所を示して全系列園に伝達し、周知しています。 園独自のマニュアルについても、年度末に年1回見直しを行い、指導計画の内容や職員の意見、保護者の要望等を反映し、内 容の修正・変更を行っています。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
<p><コメント></p> <p>園長を計画策定の責任者として、全体的な計画に基づき年間指導計画や月案等の計画を作成するほか、乳児や障がい児を対 象に個別支援計画を作成しています。子どものアセスメントは、児童票や健康調査票等の情報をもとに、日常の保育を通じて 個々の状態把握を行うとともに、随時保護者の意向を聴取して計画内容に反映しています。計画の内容は、会議やカンファ レンス等を通じて職員間で共有しています。疾患や障がいなど、配慮が必要な事例は、福祉保健センターや地域療育センター等 の関係機関からの助言を取り入れ、計画に反映し実践しています。一方、年間指導計画は季節変化や子どもの発達段階等に 応じて、4期に分けて作成していますが、実践結果の振り返り・評価は年度末に1回のみの実施となっています。個別支援計画は 月案を通じて毎月振り返りと見直しを行っています。</p>	
	第三者評価結果
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>年間指導計画は、子どもの発達段階や季節変化等に応じ4期に分けて作成し、保育業務マニュアルの手順に沿ってクラス会議 等で評価・見直しを実施するほか、保護者意見を計画内容に反映することをルール化しています。また、個別支援計画は月案 を通じて毎月評価と見直しを行っています。各々の評価結果は、次期指導計画の内容にも活用しています。一方、年間指導計 画は年1回年度末に見直しを行っていますが、期ごとにも振り返りや評価を行い、保育の内容に生かす取り組みが期待されま す。そのほか、子どもや家庭の状況変化など、緊急に指導計画の変更を行う場合の仕組みづくりも期待されます。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>法人共通の所定様式に沿って、子どもの健康状態や家庭状況、連絡先等の基礎情報を記録するとともに、健康診断や身体測 定の結果、子どもの成長・発達の経過などの記録をファイルし、園全体で情報を共有化しています。各種記録は事務室内の施 錠可能なキャビネットに保管し、随時閲覧可能であるほか、職員会議やミーティング、カンファレンス等を通じて情報を共有 しています。保育業務マニュアルの「帳票によるコミュニケーション」として、保育の記録や報告書、会議録等の記載方法や 提出手順を明示するとともに、毎年度始めに記録に関する園内研修を開催し、記録管理の標準化に努めています。法人全体で 保育園アプリを導入・活用し、全クラスの情報をタブレットやPC等の端末を通じて適時共有しています。</p>	
	第三者評価結果
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>法人として、個人情報保護の基本方針を明文化したプライバシーポリシーをホームページに掲載し、個人情報保護の姿勢を 明示するとともに、個人情報保護規程や個人情報保護マニュアルを整備し、個人情報の取扱方法を定めて職員に周知し、行動 化を促しています。園長を記録管理の責任者とし、文書や記録を事務所内の施錠可能なキャビネットに保管し、USBメモリ等記 録媒体の管理方法など取扱ルールも明確化しています。職員用のPCやタブレットもパスワード設定を行っています。また、法 人の全職員を対象にコンプライアンス研修を年2回開催し、確認テストを実施して一定水準の理解を義務付ける等、職員の認識 強化に努めています。保護者には重要事項説明書を通じて説明を行うとともに、写真使用など肖像権に関する同意も書面で取 得しています。</p>	

<別紙2-2（内容評価 保育所版）>

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、理念や保育目標、保育方針に基づき、児童福祉法や保育所保育指針等の趣旨を踏まえて作成されています。計画は、子どもの発達過程や家庭の状況、地域性を考慮して作成されています。計画には、年齢ごとの保育目標と養護と教育の内容のほか、食育の推進や健康支援、衛生管理・安全管理、災害への備え、子育て支援、障がいのある子どもの保育、職員の資質向上、小学校への接続などが記載されていて、園の保育の全体像を示すものとなっています。計画は、法人作成の計画を基に園に合わせて園長が作成し、職員会議で意見交換しています。計画は毎年見直しをしています。全体的な計画を玄関に掲示し、保護者と共有しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育室に温湿度計を設置し、エアコン、空気清浄機を用いて温湿度の管理をしていて、適切な室内環境となるように努めています。保健衛生管理マニュアル、清掃チェック表を用いて定期的に清掃、消毒を実施していて、保育室やトイレは清潔に保たれています。0・1歳児の寝具は月1回クリーニングし、2歳児以上はコットを用いています。シーツは保護者が週末に洗濯しています。4・5歳児は同じ空間を用いていますが、クラス間で協力し合い、散歩の時間をずらしたり、廊下を用いるなど調整し、年齢に応じた活動ができるようにしています。子どもが気持ちの切り替えができない時などには、廊下や玄関、事務室を用いたり、仕切りを用いてコーナーを作するなどしています。全クラス、食事と睡眠の機能別の空間が確保されています。幼児トイレには、個室に扉がついていてプライバシーへの配慮もされています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>クラス会議等で一人ひとりの子どもの姿について話し合っって職員間で共有し、子どもの個人差を尊重した対応をしています。</p> <p>保育士は、子どもの様子を見守り、子どもの言葉や仕草、表情、行動などから子どもの気持ちを汲み取るように努めています。言葉で自分の思いをうまく表現できない子どもには、分かりやすい言葉で話しかけて子どもの気持ちを代弁して確かめ、子どもが自分の思いを言葉や表情で表現できるように働きかけています。子どもを注意する時には、なぜいけないのかを個々の子どもに合わせた分かりやすい言葉で伝え、子どもが自分で気づき行動できるように支援しています。必要に応じて一対一で対応し、子どもが落ち着いて生活できるようにしています。職員は、子どもを不必要に急かしたり、制止したりしないように意識し、職員間で声を掛け合っって、子どものペースに合わせた対応ができるように努めています。声の大きさについても話し合いをし、危険な場面以外は大きな声をださないことを共通認識とし、連携して保育しています。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育士は、子ども一人ひとりの発達段階を把握し、子どもが発達に応じた基本的な生活習慣を身につけられるように支援をしています。幼児は着替え用のかごを用意するなど、クラスの子どもの特性を考慮した視覚的にも分かりやすい環境設定がされていて、毎日の繰り返しの中で子どもが生活の流れを理解し、基本的な生活習慣を身につけられるようになっています。</p> <p>保育士は、子どもの自分でやりたいという気持ちを尊重して見守り、声掛けをしたり、一緒に行ったり、できない所をそっと手助けしたりしています。やれるのにやりたくないという子どもの気持ちも受け止め、少しでもできたことをたくさんほめ、子どもが自己肯定感を感じ、次のステップに進めるように働きかけています。</p> <p>排泄の自立は、興味が出た時に座ってみることから始め、園で成功した姿を保護者に伝えて家庭での様子を聞き取り、連携しながら少しずつ進めています。午前中や夕方に眠くなる子どもには横になる時間を作ったり、眠くない子ども、寝たくない子どもは無理に寝かすことなくゆっくりと過ごせるようにするなど、個々の生活リズムを尊重した対応をしています。ポスターを掲示したり、一緒に歌いながら洗ったりと年齢に応じた手洗い指導などもしています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>保育室には、年齢や興味、関心に合わせたおもちゃや教具が子どもの手の届く所に置かれ、遊びのコーナーが設置されていて、自由に取り出して遊べるようになっています。子どもの意見を聞いて散歩の行き先や遊びの内容を決めるなど子どもが主体的に活動に参加できるようにしています。縄跳びに興味を持った4歳児にやりたい意欲が育ってきたことを受け、縄跳び表を掲示したなど、保育士は子どもの様子を見守り、子どもの興味や意欲を高められるような環境作りをしています。晴れていれば毎日、裏庭で遊んだり、散歩に出かけ、身体を動かし、季節の自然に触れています。散歩の目的に合わせて、距離や行先を調整しています。散歩では交通ルールなども学んでいます。室内でもトンネルや巧技台などを使ってサーキット遊びをするなど、動と静のバランスの取れた活動ができるようになっています。幼児は、地域の商店に野菜の苗などを買いに出かけています。運動会の大道具を皆で協力して作ったり、5歳児は花をテーマにした作品を共同製作し年長児交流として栄区役所に掲示するなど、友だちと協同して活動しています。行事や散歩で異年齢で交流したり、おはなし会の地域ボランティアと交流するなどしています。隣接する複合公共施設「SAKAESTA（さかえすた）」の行事に参加することもあります。外部講師による週2回のリトミックと週2回の英語も行っています。4・5歳児はピアノも取り入れています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>年間指導計画に「長時間への配慮」を記載し20時までのデイリープログラムを作成し、子どもの生活の連続性に配慮して保育しています。保育士は、子どもに優しく話しかけ、子どもの表情や喃語に反应的に関わり、子どもとの愛着関係を築き、子どもが安心して生活できるようにしています。おむつ替えや授乳は一对一で関わり、子どもとの信頼関係を築いています。子どもの月齢や発達に合わせたおもちゃが用意されていて、保育士による手作りおもちゃもあります。月齢や個人差による発達の違いの大きなクラスですが、月齢の低い子どもがのんびりと過ごしている間に、月齢の高い活動が活発な子どもは1歳児と一緒に過ごすなど、それぞれの子どもが月齢や発達に合わせた活動ができるようになっています。0・1歳児は同じ空間を仕切って用いて日常的に交流があり、1歳児の遊ぶ様子を見たり、一緒に遊んだりする中で、子どもたちの興味と関心が広がっています。保護者には、保育園アプリの連絡帳や送迎時の会話で密に情報交換し、育児についての相談にも応じています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達段階についてクラスで話し合い、子どもの気持ちを大切に保育しています。保育室には、子どもの手の届く所におもちゃや絵本が並べられ遊びのコーナーが設置されていて、子どもが自由に選んで遊べるようになっています。晴れた日には、裏庭や近隣の公園で身体を動かしたり、花や虫・土に触れるなどし、自由に探索活動ができるようになっています。保育士は子どもの遊ぶ様子を見守り、興味を持ったことや発見を丁寧に拾って共感し、子どもが遊びを広げられるように支援しています。やりたくないという気持ちも受け止め、個々に合わせた前向きな言葉で誘い、子どもが興味をそそられ自分から活動できるように働きかけています。子ども同士のもめ事の際には傍で見守り、噛みつきなどは間に入って止め、お互いの気持ちを受け止め、仲立ちしています。噛みつきなどが続く場合には、家庭の状況などを聞き取ってその背景を探り、食事の席を見直すなどしています。散歩や行事のほか、5歳児が1・2歳児の寝かしつけを手伝ったりと異年齢で交流しています。保育士以外にも栄養士や看護師や事務員などと関わるほか、近隣住民と挨拶や会話を交わしたり、リトミックや英語の外部講師やおはなし会のボランティアなどと交流しています。保護者とは保育園アプリの連絡帳や日々の会話で子どもの様子について情報交換し、連携しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 b</p>
<p><コメント></p> <p>3歳児は、言葉によって自己主張し合いながら友だちとの関係を深めていけるように支援しています。4歳児は、生活や遊びの中で、友だちとの関わりを深め、共通の目的をもって活動することを楽しめるように支援しています。縄跳びを友だちと一緒に楽しむ中で意欲が生まれ、それぞれの目標に向けて取り組んでいます。5歳児は、集団生活の中で自立し、目的をもって仲間とともに行動し、意欲的な活動を通して、仲間とやり遂げる達成感を味わえるように支援しています。保育士は、子ども同士の関わりを大切に、必要に応じて保育士が仲立ちし、自分の気持ちを相手に伝えながら遊びを展開できるように働きかけています。保護者には、日々の会話や掲示で子どもの活動の様子を伝えていますが、懇談会などは実施してなくさらなる取り組みが必要ととらえています。就学先の学校へは引継ぎ時に伝えるなどはしていますが、幼保小連携事業などで地域に園の取り組みを伝えることはしていないので、今後の取り組みが期待されます。</p>	

【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	第三者評価結果 b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に「障がいのある子どもの保育」を記載しています。園はマンションの1階にあるワンフロアの保育園で、多目的トイレの設備もあります。障がいがある子どもに対しては、障がいの特性を考慮した個別指導計画を作成し、個別の記録もつけています。フリーの保育士を配置し、他の子どもとの仲立ちをしたり、必要に応じて個別に対応することで、子ども同士と一緒に生活できるようにしています。必要に応じて保育室をパーテーションを用いて区切り、子どもが落ち着いて過ごせるようにしています。</p> <p>保護者とは日々の会話や面談で子どもの様子について情報交換し、連携しています。必要に応じてよこはま港南地域療育センターや子どもが通所している発達支援事業所などの関係機関と連携し、アドバイスを受けています。一部の職員はキャリアアップ研修などの障がいの研修に参加していますが、全職員で共有するまでには至ってなく、職員からもさらなる知識を求める声があがっています。職員が安心して保育にあたるようなさらなる取り組みが期待されます。また、障がい児保育についての園の考え方を保護者に説明することはしていないので、保護者の理解を深めるためにも説明していくことが期待されます。</p>	
【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	第三者評価結果 a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画、年間指導計画に「長時間にわたる保育」について記載し、20時までのデイリープログラムを作成し保育しています。一人ひとりの子どもの発達や生活リズムを把握し、動と静のバランスを考えた活動内容や環境構成を工夫し、子どもが穏やかに過ごせるようにしています。16時から0・1歳児と2歳児、3歳児、4・5歳児で分かれて過ごし、16時半からは0・1歳児と2歳児、3・4・5歳児、17時半からは乳児と幼児に分かれて過ごすなど、子どもの様子や人数に合わせて少しずつ合同にしていくことで、子どもが落ち着いて過ごせるようにしています。18時からは全クラス合同で4・5歳児クラスで過ごします。マットや仕切りを用いてコーナーを作り、粘土やトランプ、パズルなどの机上遊びを提供するなどし、子どもが好きな遊びをできるように配慮しています。保護者の要望があれば、夕補食、夕食の提供もしています。クラス間で口頭と書面を用いて伝達事項などを引き継ぎ、保護者に確実に子どもの情報が伝わるようにしています。</p>	
【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	第三者評価結果 b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画、年間指導計画に「小学校との連携」を記載し、それに基づき保育をしています。就学を見据えて、給食当番が白衣と帽子をつけて配膳の手伝いをしたり、ハンカチーフとティッシュを持つ練習をするなどしています。白衣と帽子をたたむ練習もしています。1月からは午睡をなくし、活動しています。小学校に遊びに行き、近隣保育園の子どもと交流しています。</p> <p>保護者には、お便りで就学に向けての園の取り組みについて知らせるとともに、個人面談を実施して小学校の生活について話をし、個別の相談に応じています。</p> <p>就学にあたっては、保育所児童保育要録を小学校に送付し、個別の引継ぎもしています。ただし、幼保小連携事業の会議や研修に保育士が参加したり、小学校との意見交換したりなどの取り組みはしていないので、今後の取り組みが期待されます。</p>	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルがあります。法人の年間保健計画に基づき園長、看護師で園としての計画を作成し、それに基づき子どもの健康管理をしています。朝の受け入れ時には保育士が子どもの様子を観察して検温し、保護者に家での子どもの様子を確認し、記録しています。看護師は毎朝とおやつ後に保育室をラウンドし、子どもの健康状態を確認しています。午睡明けにも検温しています。保育中の子どもの体調悪化については、看護師が確認し、保護者に連絡して対応について相談しています。けがについては園長が判断しています。次の登園時にその後の様子について確認しています。毎年、保護者に既往症や予防接種などの情報を児童票に記載してもらい、把握しています。毎月保健だよりを発行し、保護者に情報発信しています。職員に対しては、嘔吐処理や熱中症対策、子どもの歯についてなどの園内研修を実施しています。</p> <p>乳幼児突然死症候群（SIDS）については、マニュアルを作成して職員に周知し、0・1歳児は5分、2歳児は15分、幼児は30分おきに呼吸チェックをし、保育園アプリに記録しています。他園での事故などの報道があった時にはミーティング等で職員に周知しています。保護者には、乳幼児突然死症候群（SIDS）のチラシを配布し、説明しています。玄関にポスターを掲示し、保護者、職員に注意喚起しています。</p>	

	第三者評価結果
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント>	
<p>毎月の身体測定、年2回の健康診断と歯科健診を実施しています。身体測定の結果は保育園アプリに記録しています。身長、体重、カウプ指数は保育園アプリで保護者と共有しています。健康診断の結果は健康台帳、歯科健診の結果は歯科健診表に記録し、コピーを保護者に渡しています。歯科医からのコメントがあった時には、看護師が保護者に伝え、受診の確認もしています。虫歯の日には、子どもに歯磨き指導をしています。3・4・5歳児は食後に歯磨きをしています。3歳児以上には、保育士がうがい指導をしています。</p>	
	第三者評価結果
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<コメント>	
<p>食物アレルギー対応マニュアルを整備し、それに基づき対応しています。アレルギーのある子どもに対しては、子どものかかりつけ医が記載した「生活管理指導表」を保護者に提出してもらい、保護者、栄養士、担任で面談をし、除去食を提供しています。毎月、保護者に献立表を確認してもらい、担任・栄養士、園長で確認しています。除去食提供にあたっては、専用のトレイ、色違いの食器、食札を用いて、受け渡し時と提供時に職員間で口頭でも確認をし、先に配膳しています。</p> <p>園では、おやつはアレルギー食材も用いてアレルギーのある子どもには除去食を提供していますが、昼食は「おもいきり給食」として卵・牛乳・小麦を使わない献立を提供し、アレルギーのある子どもも皆と一緒に食事を楽しめるようにしています。保護者に対しては、しおりに園の対応について記載し、口頭でも説明しています。また、熱性けいれんや肘内障、皮膚疾患などの子どもの情報を把握し、体調変化時の対応法などについて職員会議等と掲示で共有しています。一方、食物アレルギーのある子どもについての情報は職員会議等で全職員で共有していますが、アレルギー対応についての研修などは関わりのあるクラスだけとなっていますので、今後は全職員に対して実施していくことが期待されます。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
<p>園では、「おもいきり給食」として、子どもが食べることを楽しみ、食事を楽しみ合えるように取り組んでいます。全体的な計画に「食を営む力の育成に向けその基礎を培う」「食育環境の整備」と記載し、栄養士が保育士と一緒に年間食育計画を作成し、保育しています。</p> <p>食事は、皆でテーブルを囲み、「おいしいね」と共感したり、食を話題とした会話をしたりし、子どもたちの食への関心や興味を自然に養えるようにしています。調理室の窓が低く、子どもたちが調理の様子を見ることができ、散歩から帰った子どもたちが覗いて「今日の給食は何」と栄養士にたずねる姿もあります。その日の給食の野菜の切り口が見えるように並べるなど、給食への期待感が高まるような工夫もしています。子どもの年齢や個々の喫食状況に合わせて量を調整しています。子どもの苦手な食材については、一口でも食べてみるように励ましたり、ほめたりしていますが、完食を強制することではなく、子どもの声を聞きながら調整しています。</p> <p>5歳児は、保育士が子どもの前でよそい、給食当番が配膳しています。食器は強化磁器を使用し、子どもの発達に合わせた形状、大きさとなっています。子どもの年齢に合わせて、野菜の栽培や野菜スタンプ、ソラマメの皮むきなどの下ごしらえ、食事のマナー、サンドイッチや恵方巻、うどん作りなどのクッキング、食材しりとりなどの食育活動をしています。食材しりとりやクッキングで用いた作り方のイラストなどを調理室の前に掲示し、保護者にも伝えていきます。毎月献立表と給食だよりを発行し、保護者に情報提供しています。人気レシピの紹介もしています。</p>	
	第三者評価結果
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
<p>離乳食は、一人ひとりの発達段階を見て食材チェック表で確認しながら保護者と話し合い、家庭と連携しながら年齢に合わせて進められるようにしています。子どもの喫食状況に合わせて、幼児でも乳児の立ち上がりのある食器を用いたり、きざみ方を変えたり、ご飯とおかずを別盛りにするなど個々に合わせて調整し、徐々に園の食事に慣れるように支援しています。</p> <p>献立は法人作成の献立を、園に合わせて調整しています。毎月の給食会議で子どもの喫食状況や嗜好、行事などについて話し合い、献立や調理法に反映しています。季節の食材を用いた季節感のあるものとなっていて、ひな祭り、子どもの日、クリスマスなどの季節の行事食も提供しています。毎月の誕生会にはケーキを提供し、雰囲気を楽しめるようにしています。5歳児の卒園前には4・5歳児でお別れランチを楽しんでいます。残食を記録するとともに、栄養士が各クラスを回って、子どもの食べる様子を確認してコミュニケーションを取り、食材の話をしたり、直接感想を聞いたりしています。給食室の衛生管理はマニュアルに基づき、適切に行われています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>乳児は毎日、幼児は必要に応じて保育園アプリの連絡帳を用いて保護者と情報交換しています。朝夕の送迎時には保護者と話し、子どもの様子について情報交換しています。毎月園だより、クラスだより、食育だよりを発行し、保護者に情報提供しています。その日のクラスの活動の様子をホワイトボードに伝えるとともに、日常の保育の様子を写真に撮って掲示しています。また、ホームページをまめに更新し、活動の様子を伝えています。</p> <p>運動会を3・4・5歳児を対象に実施したり、保育参観を全クラス実施するなどし、保護者が子どもの園での様子を見れるようにしています。ただし、懇談会については、感染症などの影響などもあり紙面のみの開催となっていて、今回の保護者アンケートでも実施を求める声があがっています。保護者が園の保育への理解を深められるよう、懇談会を実施するとともに保護者参加行事などについても開催方法を工夫していくことが期待されます。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時には、保育士は保護者と挨拶を交わしてコミュニケーションをとり、園での子どもの様子を伝え、保護者の相談に応じています。保育園アプリの連絡帳でも保護者の相談に応じています。保護者から相談を受けた保育士は園長・主任に報告し、対応について相談しています。必要に応じて個人面談を設定し、内容によっては園長や主任も同席して、保護者の話を傾聴し、相談に応じています。看護師や栄養士が対応して専門性のあるアドバイスをしたり、必要に応じて関係機関につなぐなど、園の専門性を生かした支援をしています。面談の時間は保護者の状況に配慮し、調整しています。相談内容は記録し、継続して支援できるようにしています。希望者に対しては随時個人面談を実施するとともに、今年度からは5歳児に対しても面談を行っています。今後は、幅広い保護者の相談に応じられるよう、全園児に対して年1回は個人面談を実施していくことが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>児童虐待防止マニュアルがあり、研修を実施して職員に周知しています。朝の受け入れ時には、保育士は子どもと保護者の様子を観察し、子どもの心身の様子を確認しています。着替えやトイレの時には、子どもの全身の状態をチェックするとともに、子どもの言葉や行動なども観察しています。気になる事例があった時には、園長に報告し、対応について話し合っています。情報は、ミーティング等で職員間で共有し、皆で見守る体制を築いています。必要に応じて栄区こども家庭支援課や横浜市南児童相談所に報告し、連携しています。保育士は、保護者の話を傾聴し、必要に応じて個人面談を実施するなどして相談にのり、保護者が子育ての不安を抱え込まないように支援しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>年間指導計画や月案、日誌には振り返りの欄があり、保育士が日々の保育の中で振り返りができるようになっています。日誌は週案も兼ねていて、保育実践が計画に沿っているかを振り返ることができます。保育士は、一人ひとりの子どもの姿を大切に保育していて、振り返りもその視点に沿って行われています。</p> <p>毎週のクラスミーティングでは、一人ひとりの子どもの姿について話し合い、保育の振り返りをしています。年度末には自己評価表を用いて振り返りをし、それを基に園としての自己評価を作成しています。自己評価の結果を園内研修や社内研修のテーマに取り上げたり、保育環境の見直しや子どもへの関わりなどに反映しています。ただし、自己評価の結果を深め、全職員で意識向上を図るまでには至ってなく、園ではさらに深めていきたいと考えています。また、年間指導計画については年度末のみとなっていますが、期ごとに自己評価をし、柔軟に見直しをしていくことが期待されます。</p>	